

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和5年9月12日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時02分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏
市 村 隆 小 平 啓 佑 古 沢 ちい子
大 谷 好 一 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹
森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 針 谷 育 造
小久保 かおる 青 木 一 男 天 谷 浩 明
広 瀬 義 明 氏 家 晃 福 富 善 明
福 田 裕 司 小 堀 良 江 白 石 幹 男
関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
主 査 小 林 康 訓 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
建 築 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫

令和5年第4回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

- 令和5年9月12日 午前9時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第79号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第81号 工事請負契約の締結について（清水川地下貯留施設整備工事）
- 日程第3 議案第82号 工事請負契約の締結について（栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事）
- 日程第4 議案第83号 令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第84号 令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第7 議案第75号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第79号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第79号 栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は18ページ、議案説明書は20ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、平川産業団地地区整備計画区域内における建築物の制限を定め、都市計画決定との差異を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、1、建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に平川産業団地地区整備計画区域を加えること（別表第1関係）、2、平川産業団地地区整備計画区域内における建築物の用途等の制限を定め、規定の整備を行うこと（別表第2関係）でございます。

参照条文は省略させていただきます。

初めに、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の概要について説明いたします。本条例は、建築基準法第68条の2における、市町村は、地区計画等の区域が定められている

区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備、または用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを条例において必要な制限を行うことができるという規定に基づいて制定したものでございます。都市計画決定された地区計画の目的を達成するために、建築物に係る事項については、建築確認申請の申請において、その実効性を担保することが適当であるという考えに基づくものとなります。

次に、平川産業団地の概要について説明いたします。平川産業団地につきましては、令和3年3月30日に市街化区域に編入され、同日付で土地区画整理事業の決定が行われました。当初は工業専用地域として市街化区域に編入されましたが、住宅、店舗の建築が制限されることから、令和5年3月8日に工業専用地域から工業地域へと用途地域の変更が行われました。一方、工業地域では、床面積1万平方メートルまでの店舗、飲食店などが立地可能となることから、良好な産業団地の形成を図ることを目的に、用途地域の変更と併せて地区計画が定められました。平川産業団地は、土地利用の方針に基づき、産業業務地としての中核を担うA地区、沿道サービス施設等の立地も考慮したB地区、既存の地域コミュニティの保全を図るC地区の3つに区分され、それぞれの区分において、建築物等の用途や壁面の位置の制限などが定められました。

それでは、改正内容について説明いたします。議案説明書の22、23ページをお開きください。右ページの改正案の上の表を御覧ください。条例が適用される地区整備計画区域として、別表第1に平川産業団地地区整備計画を加えます。続いて、別表第2であります。6つの地区整備計画区域において、建築物の用途の制限の内容の一部に都市計画決定された制限の内容と表現上の差異があることから、22ページから29ページの上段まで下線部のとおり文言の整理を行います。

次に、33ページをお開きください。平川産業団地地区整備計画区域において、建築物の用途の制限、建築物の敷地の最低限度、建築物の壁面の位置の制限を本条例で定めるものでございます。A地区につきましては、建築物の用途は工場、倉庫、事務所などとなり、それ以外の用途は建築することができないこととなります。敷地面積の最低限度は3,000平方メートルとなります。壁面の位置の制限は、道路境界線までの距離は5メートル以上、隣地境界線までの距離は2メートル以上となります。次に、B地区であります。33、35ページになります。建築物の用途は、A地区の用途に加え、店舗、飲食店となります。店舗においては、店舗面積1,000平方メートル以下、飲食店においては、床面積が1,000平方メートル以下となります。敷地の最低限度及び壁面の位置の制限は、A地区と同様であります。続いて、C地区であります。35、37ページになります。建築物の用途は、A地区の用途に加え、一戸建ての住宅、一戸建ての兼用住宅、巡査派出所となります。なお、工場倉庫は準工業地域で建てられるものに限っております。敷地面積の最低限度は設けておりません。壁面の位置の制限は、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上となります。

続きまして、議案書の24ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表に平川産業団地地区整備計

画区域の項を加える部分を除く。)は、令和6年1月1日から施行するとするものでございます。

以上で栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） おはようございます。お世話になります。昨日、インターチェンジ西の工業団地の案件が上がってまいりました。今回は区画整理事業でやるということで、あちらとこちら、今回のこの条例に絡んでくると思いますので、これは区画整理事業でやるということの前提ということで改めて聞きますので、お願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 今回の平川産業団地につきましては、区画整理事業を基盤事業として進めてまいっております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、そこに住んでいる人たちのみ、対象区域になるところで物事が完結するという考え方でよろしいわけですか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 区画整理事業としましてあの区域を指定しております。その中の関係地権者と協議を重ねてまいりまして、市が買い取る場合もあるでしょうし、あとはその中に残ってコミュニティーを維持して住宅としてやっていくという場合もありますし、またはある程度の区域をA地区、B地区、C地区と分けているものですから、ある程度C地区は既存のコミュニティーを生かすということで、C地区に入っていない方などは逆にC地区に移転していただくという方もいらっしゃると思いますが、あくまでも区域内の方で対応しているような状況でございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、今触れられましたけれども、A地区は工場が建つといいますか、B地区は沿線沿いなので商業地域、それは外部からも当然いらっしゃるということだろうと思いますが、C地区については既存のコミュニティーを維持するということで、そうしますと工場区域といいますか、工場ができてくるところにかかる方たちは住まいを移動しなければならない。買い上げでなくて、その中で移動する場合はC地区のところへ移ってくるということでよろしいわけですか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 一応事業主体が市街地整備課のほうで行っているわけなのですが、その内容につきましては各地権者さんとよく協議をしながら、どういうふうに移転していったらいいかというのを検討しながら進めていきますが、大きくは住宅を持っている方とか、あの区域内で居住を構えたいという方につきましてはC地区の中での対応ということになっております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、順調に進んでいるようなお話は何っておりますけれども、C地区に住んでいて、たまたまその中に道路も整備されるでしょうが、そこにかからない方も出てこようかと思えます。そうすると、ただ区画整理事業となると、道路云々等は自前といいますか、自分たちも提供するということが出てくるかと思えますので、自分のところには道路も何もかからない、今のままでいいということはありませんけれども、減歩率みたいのは当然そこから取られるといえますか提供するというこの考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 区画整理事業なものですから、どちらにしましてもその区域内におきます道路や水路または調整池などを造っていくこととなります。そうしますと、やはり減歩を行った上で公共用地の土地を造ることになるものですから、どうしても移転する方にしましても移転されない方にしましても減歩というものは生じてきてしまうということとなります。ただ、住んでいる方の場所によりましてそれぞれ減歩率は異なってくるものですから、それは今後仮換地指定が定まってくるところで細かく出てくるのかなと思っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（針谷正夫君） はい、結構です。

○委員長（坂東一敏君） 質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私はちょっと浅学非才で分からないのですが、既存の今まで住んでいた住宅も移動しない人がいるということなのですが、西インターの場合はGL幾つにしますよとかというのですけれども、私ちょっと読んでみたのですけれども、そのところはGLを上げるのか上げないのか、その辺というのはどのように考えているのですか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 詳しいところは市街地整備課のほうがそのGLの設定をやるということになっているのですが、基本的な話からしますとやはり、恐らく現在の場所は低い場所が多いとなりますと、産業団地を造っていく上では盛土をしていくということは出てくるかと思えます。既存の住宅地について移動しなかった場合にそこがどうなるかというのは、ちょっと私では今のところ分からないので、すみません。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 最後の言葉なのですが、その辺が少し、今まで住んでいた人たちが周りは高くなってどうなのだろうというのが少し心配だったものですから、ちょっと要望だけしておきます。

○委員長（坂東一敏君） 質疑ありますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 当初工業専用地域だったのを変えたというのは、それはいろんな意味で可能性が広がるということで悪いことではないと思うのですが、具体的に何か工場以外に店舗の計画とか、課長だとちょっとあれですかね。現状としてそういう状況があるのかどうかということと、これは市が行う区画整理であって、こういう場合は民間の場合でも協議の中でこういうことになるということもあるというふうに受け止めておいてよろしいでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 工業専用地域ですと住宅が建てられる状況ではないということがあつるものですから、まず工業地域にするということで住宅が建てられることとなります。そういったものですから、まず工業地域にしているというのもありまして、あと小山栃木都賀線の沿線道につきましては、やはり商店の立地というか、そちらも考えたほうがよろしいだろうと。近隣住民のためもありますし、工場内に勤めている従業員の方のためにもどうだろうかという考えもあるところで、その商店のほうの立地等も行っている。それに伴いますと、やはり工業地域にしなければいけないということがございます。また、今回は市主導でありますし、また区画整理事業を導入してという形がありますが、当然地権者の集まりの中でこの土地をどうしていこうかということ考えたときには、地区計画を整備していきましようとか、もしくは民間主導で区画整理事業をやっていきましようというのは当然でございます。その中で、ではこの地域をどうしていくのだということにつきましては、やはり行政側と協議を重ねた上で進めていくと考えております。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第81号 工事請負契約の締結について（清水川地下貯留施設整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 皆様、おはようございます。今日はよろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第81号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。議案書は29ページ、議案説明書は46ページから49ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、46ページをお開きください。まず、提案理由であります。清水川地下貯留施設整備工事について、栃木市大町18番12号、株式会社大木組、代表取締役大木敬と工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、47ページの参考欄といたしまして、工事名は清水川地下貯留施設整備工事、工事場所は栃木市祝町地内でございます。

工事概要につきましては、まず地下施設といたしまして、プレキャストコンクリート貯留槽、設置面積1,042平方メートル、最大貯留量734立方メートル、地上施設といたしまして、アスファルト舗装、厚さ5センチメートル、1,444平方メートル、護床工、厚さ10センチメートル、323平方メートルの新設工事であります。

次に、48ページが位置図、49ページが構造一般図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、29ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的につきましては、清水川地下貯留施設整備工事であります。
- 2、契約の方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札であります。

3、契約金額につきましては、1億5,620万円であります。

4、契約の相手方につきましては、栃木市大町18番12号、株式会社大木組、代表取締役大木敬であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は11社でありまして、落札率は95.86%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第81号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいで結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第82号 工事請負契約の締結について（栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第82号 工事請負契約の締結につきまして、議案

書及び議案説明書に基づきご説明させていただきます。議案書は30ページ、議案説明書は50ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、50ページをお開きください。提案理由であります、栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事について、栃木市梅沢町269番地、株式会社岡建設、代表取締役岡芳行と工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については省略させていただきます。

次に、参考欄といたしまして、工事名は栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事、工事場所は栃木市川原田町地内です。

工事概要につきましては、400メートルトラックなどの全天候型舗装が傷んでおりますので、舗装材であるウレタンを切削オーバーレイにて実施するほか、洋式タイルの設置やレーンマーキングの引き直しが主な内容になります。

次に、52ページは工事の平面図となります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、30ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的につきましては、栃木市総合運動公園陸上競技場改修工事です。

2、契約の方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札です。

3、契約金額につきましては、1億6,852万円です。

4、契約の相手方につきましては、栃木市梅沢町269番地、株式会社岡建設、代表取締役岡芳行です。

なお、本件入札に参加した業者数は10社であり、落札率は95.86%です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

市村委員。

○副委員長（市村 隆君） 参考までに教えてください。これは、責任施工ですか、それとも監理者がいるのですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちらにつきましては責任施工でやっております。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 予算審議のときの説明では、日本陸連のほうの第2種認定という、言葉は正確かどうか分からないのですけれども、そのような説明を受けていたのですが、その理解の中で進んでいるということでしょうか。それとも、今の説明ですと修繕をしていくということのご説明だったので、予算審議のときの関連の中でお話を聞きたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） こちら今回の改修工事につきましては、2種公認の更新工事となります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第83号 令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第83号 令和4年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は31ページ、議案説明書は53、54ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の53ページをお開きください。提案理由でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和4年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金への処分及び建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和4年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、次の54ページを御覧ください。表の一番右上の欄になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は2億5,535万7,012円でございます。そのうち、7,000万円を資本金に処分し、1億8,535万7,012円を建設改良積立金に積み立てるというものでございます。

続きまして、議案書の31ページをお開きください。令和4年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金2億5,535万7,012円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第84号 令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第84号 令和4年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は32ページ、議案説明書は55、56ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の55ページをお開きください。提案理由でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和4年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金への処分及び減債積立金に積み立てることにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和4年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、次の56ページを御覧ください。表の一番右側の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は6億4,650万3,195円でございます。そのうち3億1,996万780円を資本金に処分し、3億2,654万2,415円を減債積立金に積立たいというものでございます。

続きまして、議案書の32ページを御覧ください。令和4年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金6億4,650万3,195円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。上水のほうは、処分の仕方として建設改良積立金のほうにも回すと。ただし、下水道事業については減債積立金のほうに回すと。その考え方というものはどういうものなのかお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 水道事業の場合は、基本的に減債積立金と建設改良積立金のバランスを取って積立てをするという考えでございますが、下水道事業の場合は、建設につきましてはほとんど起債と補助金と受益者負担金で建設を賄いますので、建設改良積立金に積み立ててしまっても使えないということになりますので、下水道事業につきましては減債積立金に積んでいるということでございます。

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第73号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第73号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

歳出から説明しますので、48、49ページをお開きください。8款1項1目土木総務費につきまして、補正額は17万5,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては総務人事課の所管となりますが、定期人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額するものであります。以下、職員人件費につきましては同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開きください。8款2項2目道路維持費につきまして、補正額は6,649万9,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。通学路安全施設整備事業費につきましては、通学路合同点検により対策が必要な箇所において、即効性のある対策を今年度中に実施する必要が生じたため、工事請負費を増額するものです。

次の舗装修繕事業費につきましては、国の令和5年度防災安全交付金を活用しまして、大平町横

堀地内、市道1001号線舗装補修工事を執行するため、工事請負費を増額するものです。

次の土木施設管理事業費につきましては、平柳町3丁目地内、市道43402号線において、通行の妨げとなっている電柱5本を移設するための補償金を増額するものです。

次に、3目道路新設改良費について説明します。補正額は1,570万円の増額でありまして、右説明欄のスマートIC整備事業費につきましては、東日本高速道路株式会社施工工事の増額に伴い、事業協定負担金を増額するものであります。

次のページをお開きください。8款4項2目土地区画整理費について、補正額は408万円の減額でございます。右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、財政課所管部分でございますが、前年度繰越金を歳出財源に充当することにより減額をするものであります。

次に、4目公園費につきまして、補正額は706万9,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。つがの里管理運営費につきましては、ファミリーパークプラザ駐車場の舗装部分に陥没が発生し、早急に修繕工事を行う必要が生じたため、維持補修費を増額するものです。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、陸上競技場の第2種公認継続に向けた改修工事の工期内に公認検定を受けるために必要な物品に係る備品購入費、修繕料及び賃借料並びに公認検定に係る手数料を増額するものであります。

次の渡良瀬サイクルパーク改修事業費につきましては、自転車の貸出しを行う事務所及び利用者の休憩所として、既設トイレ棟を管理棟に改修するための実施設計業務委託料を増額するものです。

続きまして、歳入の所管部分についてご説明いたします。ページは戻りまして、20、21ページをお開きください。ページ中ほどの15款2項4目1節道路橋りょう費補助金について説明します。防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）及び地域連携道路事業費補助金につきましては、同交付金・補助金の交付決定額に合わせて増額をするものであります。

続きまして、24、25ページをお開きください。21款4項4目2節雑入について説明します。スポーツ振興くじ助成金（公園緑地課）につきましては、同助成金の交付内定額に合わせて減額をするものでございます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきますので、ご審議のほど、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございました。53ページの渡良瀬サイクルパーク改修事業費なのですが、管理棟改修実施ということで、どこの部分をどのように改修していく考えなのかお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

管理棟に改修いたしますトイレにつきましては、サイクルパークのすぐにあります既存のトイレでございます。こちらのトイレにつきましては、昨年度故障いたしまして、直すに当たりまして高額な費用がかかるという中で、なかなか改修ができない。代わりに仮設のトイレは購入して設置しておりますので、今回そのトイレをきれいに改修して、管理棟と休憩施設としたいと考えております。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今回は設計業務の委託のお話で、実際は高額になるというところと幾らぐらいの予算の規模を想定なのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 高額になるのは、トイレをもとのトイレに直した場合、循環式の真空ポンプを使った特殊なトイレだったものですから、それを改修する場合には物すごい費用がかかるというような状況で、これから管理棟に改修するのは設計業務をやった中で出てきますので、まだそんなに高額にはかからないと思っております。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 51ページの8款3目、その中のスマートIC整備事業費についてお伺いをいたします。

一昨日、開通式が行われまして、ここにいらっしゃる関係者の皆さん、大変お喜びのことと思います。お疲れさまでした。それで、開通になったのですが、ここで1,500万円の補正ということは、まだやり残しの工事というか、あるいは予定にあったけれどもまだできないとか、その内容をまずお伺いしたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） お答え申し上げます。

今回の1,570万円の補正額につきましては、昨日開通したところでございますが、NEXCO東日本高速道路株式会社に工事を委託しまして実施している事業でございます。全ての工事が完了

し、精算にまだ至っていない状況でございます。そういう中で、今年度、当初予定しておりました国の補助金により実施している額、さらに土工工事の最後の精算、そういった見込額で今回補正をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） まだ全部終わっていない、精算もまだ先のことということで、総括の意見みたいなことは、また12月、3月のことになるかと思いますが、一応今回、おとといあるいは今日の新聞でも発表がありました、当初24億5,000万円、市の持ち出しが9億円だったように記憶していますが、約10億円上がりまして36億円の、持ち出しが増えた分の約半分、5億円程度だったかと記憶していますが、物価高騰とか時代の流れが変わったというようなことなののでしょうか。それだけの金額がかかったということ、あるいは持ち出しがそれだけ増えたということについてのことをお伺いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） スマートインターチェンジの事業費の増額につきましては、議員おっしゃるとおり、当初計画の事業費から実施しながら、物価の高騰も含め、また工法の見直し、あとは残土の処理、様々そういった要因の中で増額が発生しております。最終的には約36億円の総事業費でございますが、栃木市の道路分の負担といたしまして、現在約14億円の事業費となっております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（針谷正夫君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 25ページお願いいたします。雑入でスポーツ振興くじが交付減額のためということで2,000万円の減額になっておりますけれども、交付予定はどれだけ予定していたのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

こちらの助成金につきましては、陸上競技場の改修工事に充てたものでありまして、当初1億円を見込んでおりましたが、B評価ということで8割の8,000万円を助成金としていただいて、差額の2,000万円は減額ということになっています。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それに対しましては、減額の理由というのは審査か何かあったということでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 評価がB評価ということでありました。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） B評価というと、ちょっとだけ、どんなふうな状況の競技場だというふう
に認識されているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 改修する中身の傷みの程度をある程度見られたのかなとは思いますが。
今回直すのが400メートルトラックが中心となります。走路の部分の全面舗装改修という工事が工事
費の大部分を占めているような形になります。その部分の傷みの度合いの判定等を踏まえて評価さ
れているのかなとは思いますが、評価内容等については一切公表はされておりませんので、私ども
で判断するのは難しいところがございます。すみません。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ありがとうございます。要するに陸上競技場も含めて、体育館もそうなの
ですが、大変年数もたっている施設でございます。本当に改修しながらということもございませ
れども、もちろんストックマネジメントのところで考えていると思いますが、本当に安全に皆さん
が競技ができるように改善のことも含めてこれから考えていただきたいと思っております。要望で。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 今の陸上競技場の関連でお聞きしたいのですが、先ほどのご説明で494万
6,000円、うち陸上競技場備品購入費が379万円というふうになっています。ご説明の中で、公認検
定の手数料というふうなご説明がありました。この差額が手数料ということによろしいのでし
ょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 手数料等につきましては、派遣して検定を受けるに当たりまして、
技術者、それを派遣していただく費用となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 申し訳ございません。手数料につきましては、検定技術員等の派遣
に係る費用が10万6,000円、第2種公認料、そちらが24万7,500円ということで、35万4,000円とい
う形になります。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません、ありがとうございました。それで、要は先ほどの改修工事、
1億何がしの請負契約の締結という議案がありました。それで改修をして、これで改めて公認検
定を受けるとということによろしいですか。先ほどのB評価というのは、現状がB評価というこ
とです。改修して改めて検定を受けると、こういうこと。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第7、議案第75号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第75号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きください。令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。歳入について説明いたします。3款1項1目一般会計繰入金の補正額は408万円の減額で、右の説明欄につきましては、次の前年度繰越金の充当に

よるものであります。

次の4款1項1目繰越金の補正額は408万円の増額で、右の説明欄につきましては、令和4年度からの繰越金の確定によるものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第75号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時02分）